ASBJ

第 572 回企業会計基準委員会	資料番号	審議事項(2)-2
	日付	2026 年 3 月 11 日

プロジェクト	金融資産の減損に関する会計基準の開発
項目	公開草案に対するコメントの提出状況及び今後の検討の進め方

Ⅰ. 本資料の目的

1. 企業会計基準委員会は、2025 年 10 月 29 日に、次の企業会計基準、企業会計基準適用指針、移管指針及び実務対応報告並びに補足文書の公開草案（以下合わせて「本公開草案」という。）を公表した。

(1) 企業会計基準公開草案第 89 号（企業会計基準第 10 号の改正案）「金融商品に関する会計基準（案）」

(2) 企業会計基準適用指針公開草案第 88 号「金融資産の予想信用損失に係る会計上の取扱いに関する適用指針（案）」

(3) 企業会計基準適用指針公開草案第 90 号（企業会計基準適用指針第 19 号の改正案）「金融商品の時価等の開示に関する適用指針（案）」

(4) 移管指針公開草案第 17 号（移管指針第 9 号の改正案）「金融商品会計に関する実務指針（案）」

(5) 移管指針公開草案第 18 号（移管指針第 12 号の改正案）「金融商品会計に関するＱ＆Ａ（案）」

(6) 企業会計基準公開草案第 90 号（企業会計基準第 11 号の改正案）「関連当事者の開示に関する会計基準（案）」

(7) 企業会計基準公開草案第 91 号（企業会計基準第 29 号の改正案）「収益認識に関する会計基準（案）」

(8) 企業会計基準公開草案第 92 号（企業会計基準第 34 号の改正案）「リースに関する会計基準（案）」

(9) 企業会計基準公開草案第 93 号（企業会計基準第 37 号の改正案）「期中財務諸表に関する会計基準（案）」

(10) 企業会計基準適用指針公開草案第 89 号（企業会計基準適用指針第 13 号の改正案）「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針（案）」

(11) 企業会計基準適用指針公開草案第 91 号（企業会計基準適用指針第 30 号の改正案）「収益認識に関する会計基準の適用指針（案）」

(12) 企業会計基準適用指針公開草案第 92 号（企業会計基準適用指針第 33 号の改正案）「リースに関する会計基準の適用指針（案）」

(13) 企業会計基準適用指針公開草案第 93 号（企業会計基準適用指針第 34 号の改正案）「期中財務諸表に関する会計基準の適用指針（案）」

(14) 実務対応報告公開草案第 71 号（実務対応報告第 30 号の改正案）「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い（案）」

(15) 移管指針公開草案第 16 号（移管指針第 7 号の改正案）「持分法会計に関する実務指針（案）」

(16) 補足文書（案）「金融資産の予想信用損失に係る会計上の取扱いについて（案）」

2. 本公開草案のコメント期間は 2026 年 2 月 6 日までであり、30 通のコメント・レターが寄せられた。本資料は、本公開草案に対するコメントの提出状況を報告すること（コメントの詳細な内容は審議事項(2)-3 に記載している。）及び今後の審議の進め方を検討することを目的としている。

II. 公開草案に対するコメントの提出状況及び今後の検討の進め方

公開草案に対するコメントの提出状況

3. 本公開草案に対して、団体等から 20 通、個人から 10 通のコメント・レターが寄せられた。コメント提出者の属性は以下のとおりである。

属性		通数
団体等	財務諸表作成者	13 通
	財務諸表利用者	1 通
	監査人/アドバイザー	6 通
個人（学識経験者を含む。）		10 通

4. 前項のとおり、コメント・レターは、財務諸表作成者、財務諸表利用者、監査人/アドバイザー及び学識経験者など幅広い利害関係者から寄せられた。

5. 属性別にみると、財務諸表作成者からのコメント・レターが最も多く、そのうち、10 通は金融機関又は金融機関の業界団体から、残り 3 通は事業法人又は非金融の業界団体から寄せられた。

今後の審議の進め方

6. 寄せられたコメントへの対応については、原則としてコメント対応表において検討を行うことを予定している。ただし、過去の審議では詳細に検討していなかった等の理由から、個別に検討を行うべきものについては審議資料を作成して検討を行うことが考えられる。

7. ASBJ 事務局において寄せられたコメントの内容を分析中であるが、現時点で個別に検討することが必要であると識別されている論点は以下のとおりである。

   (1) 簡素化された予想信用損失の算定方法の適用単位（例：親会社と子会社での統一の要否）

   (2) 簡素化された予想信用損失の算定方法における信用リスクの著しい増大の判定（例：反証方法の明確化、内部信用格付が改善した場合の取扱い）

ディスカッション・ポイント
公開草案に対するコメントの提出状況及び今後の検討の進め方に関する事務局の分析について、ご意見を伺いたい。

以　上